



県章

山形県公報

平成31年3月8日(金)
第3026号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(長寿社会政策課) ……189

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(最上総合支庁子ども家庭支援課) ……190
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……191
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・担い手支援課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 民有保安林の指定施業要件の変更……………(林業振興課) ……同
- 同……………(同) ……192
- 同……………(同) ……193
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……194
- 同……………(同) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

公安委員会関係

規 則

- 山形県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則……………195

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院管理規程の一部を改正する規程……………196

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(最上総合支庁総務課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) ……同

規 則

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第1号

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「別表第1の3」を「別表第1の3、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条」に、「において、同省令」を「において、医療法施行規則」に、「第15条の2の規定による人体から排出され」を「第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」に、「人体から排出され」を「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。以下この項及び次項において「施設告示」という。）に定める施設（施設告示第4号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「介護医療院基準規則」という。）第30条第2項第1号に掲げる検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による検体検査」を「第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」に、「検体検査」を「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第15条の2の規定による医療機器」を「第15条の3第2項の規定による医療機器」に、「医療機器」を「介護医療院基準規則第30条第2項第2号に掲げる医療機器」に、「第15条の2の規定による第9条の7」を「第15条の3第2項の規定による第9条の8の2」に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を「介護医療院基準規則第30条第2項第3号に掲げる医薬品医療機器等法」に、「第9条の13中「法第15条の2」を「第9条の13中「法第15条の3第2項」に、「医療」を「介護医療院基準規則第30条第2項第4号に掲げる医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則第30条第2項第1号に掲げる検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則第30条第2項第1号に掲げる検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第127号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成31年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
株式会社鎌倉こどもリテラシー 神奈川県鎌倉市岡本二丁目2番18号	新庄こども学園「あかもも」 新庄市沖の町4番31号	児童発達支援	10名	平成31. 2. 26

株式会社鎌倉こどもリテラシー 神奈川県鎌倉市岡本二丁目2番 18号	新庄こども学園「あかも も」 新庄市沖の町4番31号	放課後等デイサー ビス	10名	同
---	----------------------------------	----------------	-----	---

山形県告示第128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	定 員	指定年月日
医療法人杏山会 長井市成田1888番1	ライフサポート杏の里 第 2 就労継続支援B型事業所 長井市成田1728番2	就労継続支援（B 型）	20名	平成31. 3. 1

山形県告示第129号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.70%」を「年0.80%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成31年2月21日から適用する。
- 平成31年2月21日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第130号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.70パーセント」を「年0.80パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成31年2月21日から適用する。
- 平成31年2月21日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第131号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鶴岡市山五十川字仙ノ沢7、11、15-1、15-2、15-9から15-11まで、15-13、16-1、16-2、17、18-1、18-3、18-5から18-9まで、19-4、20-1、30-1から30-4まで、30-7、31-1、31-5、31-6、31-8、31-12、89、106-1、106-5から106-8まで、106-10から106-12まで、字碓井1-2、17

－1から17－5まで、19－1、19－2、20、47、48－1、48－2、49、50、字南沢26－1、97、99、100、101、102－2、字向山田88－1、89－1、91－1、149、150－1から150－3まで、151－1から151－3まで、152－1から152－3まで、156－2、戸沢字東俣89、90、91－1から91－3まで、92－1から92－3まで、94、97、98、104、105、106－1、106－2、108－3、一霞字亀鶴17－1から17－3まで、31、32、61－1、61－2、65、66、67－1、74から76まで、91－1、98－1、99、100－1、100－2、101－1、101－2、102－1、120－1から120－4まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第132号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鶴岡市一霞字布滝39－1、39－9、39－17、58－1から58－6まで、61－1から61－4まで、79、82－1、82－4、82－6、82－7、84－1から84－5まで、85－1、85－2、58－31、字宮之前237、246－1、249、250、255、256、257－1、257－3、258、259－1、259－2、259－4、259－6、字宮之台94－2、94－10から94－12まで、99－2、101－1、101－3、102－1、102－5、102－6、103、104－1から104－4まで、106－1、106－2、106－12、106－55から106－66まで、小名部字向田49、50－1、50－2、51、52、小国字川向141、150－6、151、戸沢字大早田1－1から1－38まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鶴岡市小名部字越沢83－2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第133号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
平成31年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鶴岡市関川字越沢台12-2、15-1、15-4、16、17-1から17-4まで、18-1、18-2、20-1、20-3、25、26-2、32-1から32-4まで、34、35-1、字大沢海30-1から30-5まで、31-1、31-2、32-1から32-3まで、33、35、36、42-1から42-10まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成31年3月8日から同月22日まで縦覧に供する。
平成31年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市十日町一丁目275番から 同 香澄町一丁目21番8まで	旧	45.7メートル } 20.0	260メートル
同 上	新	47.2メートル } 30.0	同 上

山形県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成31年3月8日から同月22日まで縦覧に供する。
平成31年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形上山線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
上山市金瓶字高谷山42番89から 同 42番29まで		旧	40.7メートル ） 33.2	39メートル
上山市金瓶字高谷山42番56から 同 42番29まで		新	32.0メートル ） 31.4	同上

山形県告示第136号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県企業管理者から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
鶴岡市大鳥地内
- 2 公共測量を実施した期間
平成30年11月5日から平成31年2月14日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量（0.5mグリッド））

山形県告示第137号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
鶴岡市森片外地内
- 2 公共測量を実施した期間
平成30年10月25日から平成31年2月22日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第138号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

「	本郷支所	〃 〃 大字本郷丁549番地の1	〃 〃	〃 〃	を
〃	本郷支所橋上出張所	〃 〃 大字橋上8番地	〃 〃	〃 〃	

「	「	本郷支所	「	「	大字本郷丁549番地の1	「	「	「	「	」	に、
「	酒田市袖浦農業協同組合	本所	「	「	坂野辺新田字葉萱112番地	酒田市袖浦農業協同組合	本所	「	「	」	を
「	「	宮野浦支所	「	「	緑ヶ丘一丁目3番7号	「	「	「	「	」	
「	酒田市袖浦農業協同組合	本所	「	「	坂野辺新田字葉萱112番地	酒田市袖浦農業協同組合	本所	「	「	」	に改める。

附 則

この規程は、平成31年3月11日から施行する。ただし、別表第6の改正規定中

「	「	本郷支所	「	「	大字本郷丁549番地の1	「	「	「	「	」	を
「	「	本郷支所橋上出張所	「	「	大字橋上8番地	「	「	「	「	」	
「	「	本郷支所	「	「	大字本郷丁549番地の1	「	「	「	「	」	に改める部

分は、公布の日から施行する。

公安委員会関係

規 則

山形県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

山形県公安委員会

委員長 小林 由紀子

山形県公安委員会規則第3号

山形県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則

山形県留置施設視察委員会に関する規則（平成19年5月県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「16,400円」を「16,500円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第1号

山形県立病院管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月8日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県立病院管理規程の一部を改正する規程

山形県立病院管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成31年4月30日（山形県立こころの医療センター以外の県立病院にあっては、同日及び同年5月3日）は、診療を行う。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成31年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成31年1月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
NPO法人Oh蔵SPORT
 - (2) 代表者の氏名
菅野 明
 - (3) 主たる事務所の所在地
最上郡大蔵村大字赤松689番地1
 - (4) 定款に記載された目的
私たちが生み、育ててくれた歴史ある大蔵村に感謝し、幼児から高齢者まで障がいの有無に関わらず、いつでも、どこでも、いつまでも楽しく、安全にスポーツ・文化活動に親しみ、健康で潤いのある豊かな日常生活を送り、更には心のネットワークづくりを図り、夢のある村づくりに貢献することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成31年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					金敷	摘要	
		住宅形式	1戸当たり住戸専用面積 平方メートル			収入が104,000円以下 の者	収入が104,000円を超え123,000円以下 の者	収入が123,000円を超え139,000円以下 の者	収入が139,000円を超え158,000円以下 の者	収入が158,000円を超え186,000円以下 の者			収入が186,000円を超え214,000円以下 の者
県営若葉東アパ ート2号棟	新庄市金沢1281 -4	3DK	63.5	1	一般用	15,900 円	18,400 円	21,000 円	23,700 円	27,100 円	31,300 円		
同 3号棟	同 -1	同	63.9	1	同	16,300 円	18,800 円	21,500 円	24,200 円	27,700 円	32,000 円		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成31年4月1日から同月5日までの午前9時30分から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、平成31年4月5日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

5 入居の時期 平成31年6月上旬